

改正案	現行
<p>第十一条 営業外費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、新株発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第九条第二項の規定により一般管理費として記載されるもの及び異常なものを除く。）、有価証券売却損及びその他営業外費用の科目に区分して記載する。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて記載することができる。</p> <p>第四十四条 繰延資産は、創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費の科目に区分して記載する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十五条の三 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて記載する。</p> <p>一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）</p> <p>二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。）</p> <p>三 土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金いう。）</p> <p>2 前項に掲げる項目のほか、評価・換算差額等の項目として計上する</p>	<p>第十一条 営業外費用は、支払利息、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却、新株発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第九条第二項の規定により一般管理費として記載されるもの及び異常なものを除く。）、有価証券売却損及びその他営業外費用の科目に区分して記載する。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて記載することができる。</p> <p>第四十四条 繰延資産は、創立費、開業費、新株発行費、社債発行差金及び開発費の科目に区分して記載する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六十五条の三 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて記載する。</p> <p>一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）</p> <p>二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。）</p> <p>三 土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金いう。）</p> <p>（新設）</p>

ことが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもつて記載することができるとする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の海運企業財務諸表準則の規定は、平成十八年九月三十日以後終了する事業年度に係るものについて適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。